特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田舎館村は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県田舎館村長

公表日

令和7年6月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	個人住民税関係事務				
	個人住民税は地方税法(第三章一節(市町村民税)及び第二章第一節(都道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(以下「個人住民税」という。)であり、その税額は、田舎館村(以下「村」という。)が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 個人住民税には村が課すことのできる村民税(以下「個人村民税」という。)と青森県が課すことのできる県民税(以下「個人県民税」という。)が存在する。個人村民税及び個人県民税」という。)が存在する。				
	の者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。 これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。				
②事務の概要	なお、個人県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人村民税と合わせて一括して賦課徴収を実施するものである。				
	・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。				
	①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3等) ③他市町村在住の配偶者。被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ④番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。				
③システムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、国税連携システム、確定申告支援システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、eLTAX、e-TAX、住民基本台帳ネットワークシステム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
課税対象者情報ファイル、課程	見資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル ・ である。				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第14条第2項				
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携 				
①実施の有無	<選択肢>				
	-, 23/22 3 3 4				

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項及び第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項			

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒038-1113 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎舘字中辻123-1 電話番号:0172-58-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 田舎館村役場 税務課

〒038-1113 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎舘字中辻123-1 電話番号:0172-58-2111

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年5月15日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か			令和7年5月15日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入事	手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	一クシステムを通じ	た提供を除く。)]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏え 失・毀損リスクへの対策 分か		[十分である	3	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させ	る作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生する への対策は十分か	るリスク	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠		マイナンバーの取得は本人からの提供を受けることを原則とし、申告者から得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または氏名、生年月日、住所による3情報による照会を原則とするなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。				

9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· <mark>啓発</mark>				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	操作可能な者を限定し、アクセスが可能な職員は、指紋とパスワードによる認証によって限定していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I -8連絡先	企画観光課	税務課	事後	
平成29年3月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成26年8月29日 時点	平成29年1月25日 時点	事後	
平成29年3月1日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成26年8月29日 時点	平成29年1月25日 時点	事後	
平成29年4月1日	I -5②所属長	税務課長 齊藤晋	税務課長 稲葉明志	事後	
平成30年3月30日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成29年1月25日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
平成30年3月30日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成29年1月25日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
令和1年5月10日	I-5② 所属長役職名	税務課長 稲葉明志	税務課長	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則等の改正に伴う変更
令和1年5月10日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月10日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月10日	Ⅳ リスク対策	-	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則等の改正に伴う変更
令和2年4月30日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月9日 時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月9日 時点	事後	
令和3年4月20日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和2年4月9日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年4月20日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和2年4月9日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年8月26日	I -4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	番号法第19条第8号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	事前	番号法の改正による番号法第 19条の号ズレ修正
令和4年8月22日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和4年8月22日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和5年5月26日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	
令和5年5月26日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	
令和6年5月22日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和6年5月22日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和6年11月14日	I -1②事務の内容	④番号法別表第二に基づき、情報提供ネット ワークシステムと連携し、情報の照会及び提供 をする。	④番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月14日	I-1③システムの名称	_	個人住民税システム、国税連携システム、確定 申告支援システム、収納管理システム、滞納管 理システム、団体内統合宛名システム、中間 サーバー、eLTAX、住民基本台帳ネットワーク システムを追記	事後	
令和6年11月14日	I-3個人番号の利用	番号法第9条および別表第1第16号	番号法第9条第1項 別表24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第14条第2項	事後	
令和6年11月14日	I -4②法令上の根拠		番号法第19条8号、番号法第19条8号に基づく 主務省令第2条の表48の項及び第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項	事後	
令和6年11月14日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業の追加	事後	様式変更による追加
	IV-11最も優先度が高いと 考えられる対策	記載なし	最も優先度が高いと考えられる対策の追加	事後	様式変更による追加
	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年6月30日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	